佐賀県告示第 314 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 25 年 10 月 4 日から平成 25 年 11 月 5 日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 10 月 4 日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀脊振線	佐賀市兵庫町大字若宮字黒木 4157 番地先から 佐賀市金立町大字薬師丸字二本黒木 94 番 1 地先まで 佐賀市兵庫町大字若宮字柳 3673 番地先から 佐賀市兵庫町大字若宮字黒木 4147 番 1 地 先まで	平成 25 . 10 . 4